

令和7年度第3回練馬区子ども・子育て会議（書面開催） 委員意見に対する区の考え方

1 委員意見・質問への回答

No.	意見・質問	回答
1	保育現場は人手不足と言われているが、こども誰でも通園事業が始まることによる現場の疲弊に対し、区としての対策はあるか。	事業実施にあたり、保育所の一時預かりの定員枠の転換や幼稚園の未就園児保育を活用するなど、現状の職員体制で実施できるようにしています。 区では、対象事業者に説明会を開催するほか、試行している全施設を訪問し直接現場の声を伺うなど、円滑に事業実施できるよう配慮しながら進めています。
2	現行の一時預かり事業（保育所一時預かり・ファミリーサポート事業・ベビーシッター等）との整理はされているか。特に、区ではこども誰でも通園事業の利用料を無償で実施することから、従来、保育園で行われている一時預かりの利用が減少するのではないか。	保育所等で実施している一時預かりは、急病や出産、育児疲れなど保護者が一時的にお子さんを預ける必要が発生した場合に利用できる事業です。 一方、こども誰でも通園事業は、先生や子ども同士など家族以外の関わりや様々な体験を通じてこどもの育ちを応援する事業です。 両事業は利用する目的や利用頻度等が異なるため、一時預かりの需要に影響はないものと考えています。
3	児童発達支援事業所でもこども誰でも通園事業の実施が可能と聞いたが、練馬区での実施予定はあるか。療育施設でこども誰でも通園事業が実施された場合、本当に必要な子どもに支援が届かないようなことにはならないか。	現在、児童発達支援事業所での実施予定はありません。実施希望があった場合は、本来支援が必要なお子さんに支援が届かないことにならないよう、事業者と協議いたします。

No.	意見・質問	回答
4	<p>目的やメリットをもっと分かりやすく記述してほしい。保育士や保育園側がこれ以上に疲弊しないことが目的だと分かれば、多くの区民がこの案に強く関心を持つのではないか。また、この制度の運用により、待機児童が増えることにはならないか。保育士に対する対応についても触れてほしい。</p>	<p>代用計画（案）では、国制度において、こども誰でも通園事業が満3歳以上の児童を対象としていないことから、区における教育・保育施設とこども誰でも通園事業者との連携・接続に関する推進方策を定めることを目的としています。推進方策の実施により、乳幼児期の発達の切れ目のない支援、保護者に対する教育・保育施設への円滑な移行支援につなげることをお示しするものです。</p> <p>また、こども誰でも通園事業は、保育所等の定員とは別に定員を設けて受け入れる方法や、保育所等の空き定員が生じている期間に空き枠の範囲内で受け入れる方法で実施するものです。本事業の実施と待機児童の増減には関連がありません。</p> <p>保育施設等から事業の実施希望があった場合は、既存施設の運営に支障が生じないように配慮しながら進めてまいります。</p>
5	<p>区では、国制度より対象年齢や利用上限時間の拡大などを行っており、利用ニーズの増加が見込まれる。保育士等の人員や保育スペースの確保、通常保育への影響、現場の負担について、対応策を可能な範囲で示すことが、利用者の安心につながるのではないか。</p>	<p>保育所の一時預かりや幼稚園の未就園児保育を活用するなど、現状の職員体制で実施できるようにしています。</p> <p>また、実施希望があった場合には、既存施設の運営に支障が生じないように事業者と協議しながら進めています。</p>

No.	意見・質問	回答
6	<p>利用者にとっては、申請手続、利用施設の選択、事前面談や慣らし保育、利用後のフォローなど、利用の一連の流れが分かりやすく示されていることが大切である。丁寧な事前説明や子どもの様子を共有できる仕組み、保護者との信頼関係を築く工夫など、利用者が安心できる環境づくりを行ってほしい。</p>	<p>利用方法等については、区報、区ホームページ、SNS等を活用して、わかりやすい周知に努めてまいります。また、事業者から十分な説明や情報共有を行うなど、保護者が安心して利用できる環境づくりを事業者とともに進めます。</p>
7	<p>本事業が「誰でも」利用できる制度であるからこそ、発達に不安のある子どもや配慮を必要とする子どもへの対応についても、あらかじめ整理しておくことが大切である。受入れの考え方や判断基準、加配職員の配置、専門機関との連携・情報共有の方法などについて方向性を示すことが、現場、保護者両者にとって安心材料になるのではないか。</p>	<p>こども誰でも通園事業では、支援の必要のある児童を受け入れた場合、国基準に基づき運営費の加算を行います。また、要支援児童の優先的な利用に努めるよう各事業者へ依頼しています。引き続き、事業者と協議しながら、受入方法を検討し、要支援児童の受入れに努めてまいります。</p>

2 その他の意見

No.	意見
1	今、練馬区が検討されている取組は、大変意義のあるものである。支援や教育に切れ目を生じさせない体制を構築していくことに賛成する。こうした取組は、今後、他の区市町村にも広がっていくのではないか。幼稚園・保育園で育った子どもたちが小学校に進学した際にも、同じ学級で学び、教育・保育の内容や質に大きな差が生じないように、連続性を意識した取組を進めていくことが重要である。
2	専業主婦として、幼稚園まで子どもを育てた経験のある者として、利用期限を含め、負担感が減り安心感が増すありがたい制度だと思う。
3	練馬区が国制度よりも広く「3歳になる年度末まで」を対象とする方針は、支援の連続性を確保するうえで意義のある取組である。満3歳到達時に制度が途切れることによる保護者の不安や、子どもの環境変化による負担を軽減できる点は重要である。
4	こども誰でも通園事業から教育・保育施設への移行は、保護者にとって大きな転換期である。計画案において「移行支援」が明記されたことは妥当な方向性であり、今後、制度の違いや手続き等について丁寧な情報提供と相談体制が整えられることを期待している。
5	国が求める「連携・接続の推進方策」の実施に当たっては、保育施設・幼稚園等との情報共有の仕組みや、利用家庭の状況に応じた柔軟な対応が図られることが望まれる。
6	未就園児家庭の相談を受ける中で、「短時間でも安心して預けられる場がほしい」という声は多く、本事業の拡充は地域ニーズに沿った取組であると感じている。一方で、制度の周知方法や利用希望増加に伴う受入れ体制の確保など、今後の運用面における課題も想定される。引き続き、現場の声を踏まえ制度がより充実していくことを期待する。
7	本事業は、就労要件にかかわらず、すべての子どもの育ちを支える制度として大変意義深いものと感じている。区が国制度より対象年齢や利用時間を拡充し、3歳年度末まで切れ目なく利用できる制度設計としている点は、とても前向きな取組である。